

都市再生整備計画

いけだし 池田市シェアサイクル推進地区
すいしん

おおさかふ いけだし
大阪府 池田市

令和4年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	大阪府	市町村名	いけだし 池田市	地区名	いけだし 池田市シェアサイクル推進地区	面積	773 ha
-------	-----	------	-------------	-----	------------------------	----	--------

計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 7 年度	交付期間	令和 年度 ~ 令和 年度
------	-------------------	------	---------------

目標
<p>大目標：既存公共交通と連携した中心市街地の賑わいの創出及び便利で快適に暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>小目標：シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や観光客の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。</p>

目標設定の根拠
<p>まちづくりの経緯及び現況</p> <p>本市は、五月山のみどりと猪名川の清流に囲まれた自然豊かな都市であり、古くより交通の要衝として発展し、阪急池田駅周辺の市街地再開発事業や阪急石橋阪大前駅周辺での商業振興により拠点性を高めながら、郊外の住宅開発を進めてきた。しかし、近年では成熟都市であるが故に人口構造の変化に直面し、人口減少が顕在化しつつあるとともに、高齢化の進行や今後の定住が期待される子育て層の人口流出が顕在化し、都市活力の維持、増進の面で課題があると言える。</p> <p>平成30年9月に改訂した「池田市都市計画マスタープラン」では、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会を迎える中、池田市が目指すまちづくりとして、コンパクトな都市づくりや、環境問題に対応したまちづくり及び災害に備えた安全・安心な都市づくりといったキーワードを整理し、まちづくりの方針を定めている。また、平成31年3月に策定した「池田市立地適正化計画」では、コンパクトな都市構造を形成するために、駅周辺の魅力を高め積極的に出かけたくなるまちづくりを展開し、公共空間の質的向上施策としてサイクルシェアリングシステムを導入することとしている。</p> <p>これらを踏まえ、平成31年3月から、本市における公共交通機能の補完・代替、地域の活性化や観光振興、環境に配慮した移動手段及び災害時の移動手段等に資する新たな都市交通システムとして、その有効性や課題を明らかにすることを目的に、シェアサイクル実証実験を開始した。</p>
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の移動手段の確保。 ・人口減少社会を迎える中、公共交通を中心としたまちづくりによるコンパクトな都市構造の実現。 ・シェアサイクルを導入している周辺都市との連携強化。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、移動手段が見直され「3つの密(密閉空間、密集場所、密接場所)」を避けるために自転車通勤の推進など自転車の利用方法に対応した自転車を利用しやすい環境の整備。
<p>将来ビジョン(中長期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全体で上記課題を解決するため、シェアサイクル事業のエリア拡大、利便性の高いポートの増設などにより本格化を進める。 ・「池田市自転車活用推進計画」に基づき、自転車交通の拡大に応じた良好な都市環境の形成や自転車の活用推進による健康社会の実現等を目標に掲げ、シェアサイクル利活用を推進する。 ・シェアサイクルは、出発地から目的地までの移動の一部として利用可能なことから、シェアサイクルのエリア拡大、利便性の高いポート増設などにより本格化を進め、市内の南北及び東西のきめ細やかな移動を促進し、市域を越え、周辺都市との連携を強化する。 ・シェアサイクル実証実験を通じて、公共交通の機能を補完する新たな交通システムとしての可能性を見極める。

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
シェアサイクルの利用回数	回/月	1か月間のシェアサイクル利用回数	利用回数の増加は、人の動きの増加であり、地域活性化への寄与が期待できる	約2,000	R3年度	約5,000	R7年度
シェアサイクルのポート数	箇所	市内のサイクルポート数(公有地と民有地の合計)	サイクルポート数を増やし、規模と密度を拡大することで、市内各地へのアクセス性の向上が図られる	26	R3年度	50	R7年度
シェアサイクル利用による外出頻度増加率	%	利用者アンケートによる外出頻度	自転車を利用した外出頻度が増加することにより健康維持、向上への寄与が期待できる	27.3	R3年度	35	R7年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【公共交通の機能を補完する新たな交通システムとして、シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や観光客の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル事業におけるエリア拡大、サイクルポートの増設などにより本格化を進め、利便性向上を図る。 ・鉄道駅周辺やバス停といった交通結節点、市内各所に存する公園、市役所をはじめとした公共施設及び民間施設などにサイクルポート設置を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置 ・公園占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置
<p>その他</p>	
<p>【自転車施策の推進】</p> <p>①自転車利用の促進</p> <p>「池田市自転車活用推進計画」に基づき、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心とした日常生活での移動環境の補完・形成 ・駅周辺等において車に頼らず生活できる環境・仕組み、魅力的な地域づくりを展開 ・機動性、親しみやすさを活かした周遊促進・創出、幹線道路等における自転車通行空間整備の推進 <p>②自転車対策の推進</p> <p>駅前広場等公共空間における自転車等の放置による通行障害、景観悪化及び機能低下を防止するため、駐輪場の整備、移動・保管及び啓発の放置自転車対策を実施する</p> <p>③交通安全教育・啓発の推進</p> <p>すべての市民が、自転車に関する交通ルールを遵守すること、また、周囲の安全確保に努めることが出来るよう、交通安全教育・啓発を推進する</p>	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等				活用する制度											
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	制度別詳細1 [法第46条第10項] 道路占用許可特例	制度別詳細2 [河川敷地占用許可準則22] 河川敷地占用許可	制度別詳細3 [法第46条第12項] 都市公園占用許可特例	制度別詳細4 [法第46条第25項] 都市利便増進協定	制度別詳細5 [法第46条第24項] 都市再生整備歩行者経路協定	制度別詳細6 [法第46条第26項] 低未利用土地利用促進協定	制度別詳細7 [滞在快通性等向上区域] 一体型滞在快通性等向上事業	制度別詳細8 [滞在快通性等向上区域] 都市公園占用許可特例	制度別詳細9 [滞在快通性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例	制度別詳細10 [滞在快通性等向上区域] 公園施設設置管理協定	制度別詳細11 [滞在快通性等向上区域] 普通財産の活用	
1	●シェアサイクル事業の実施運営 ●施設及び器材整備、サイクルポート用地確保、事業運営等	R4～R7	・池田市(実施主体) ・OpenStreet(運営主体)	○		○									
2															
3															
4															
5															

滞在快通性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快通性等向上区域] 路外駐車場配置等基準	制度別詳細12 [滞在快通性等向上区域] 駐車場出入口制限	制度別詳細13 [滞在快通性等向上区域] 集約駐車施設
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	自転車駐車器具 (サイクルポート)	池田市が管理する全ての道路を対象とする。
	2		
	3		

- ・自転車駐車器具周辺の利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する。
- ・サイクルポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。
- ・一つのポートに自転車が溢れないよう適宜再配置を行う。


制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

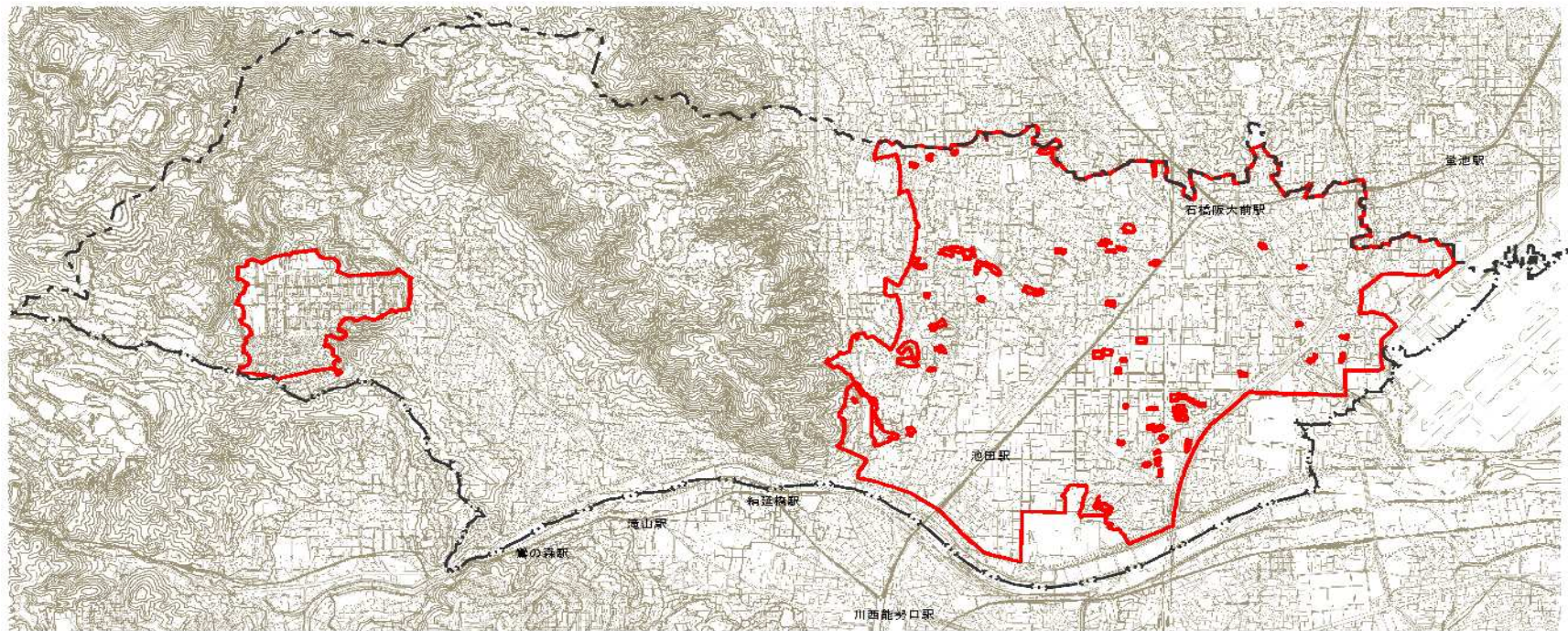
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

凡例

 都市再生整備計画区域

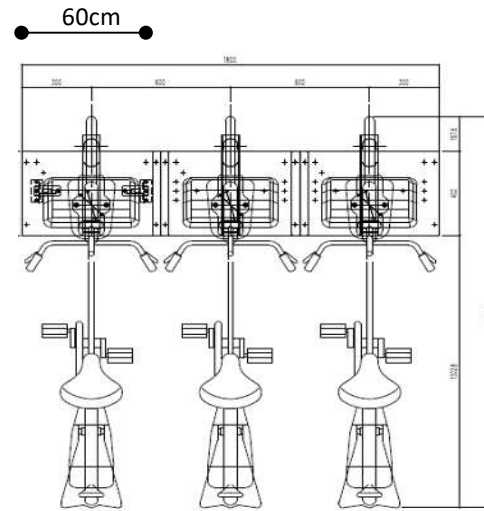


制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

90度ラックのイメージ



一方向に垂直に並べて駐輪(90度ラック)

ibeacon用ポール

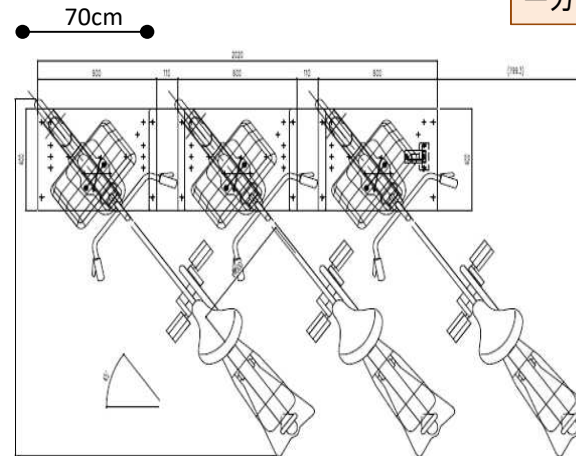
■備考・ラックのベース材に設置可能です

180cm

看板用ベース&看板(面版は除く)

■備考・ラックのベース材に連続接続可能です。

45度ラックのイメージ



一方向に斜めに並べて駐輪(45度ラック)

130cm

制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置	
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1 自転車駐車器具(サイクルポート)	池田市が管理する全ての公園を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車器具周辺の利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する。 ・サイクルポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。 ・貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。
	2		
	3		
	4		


制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項

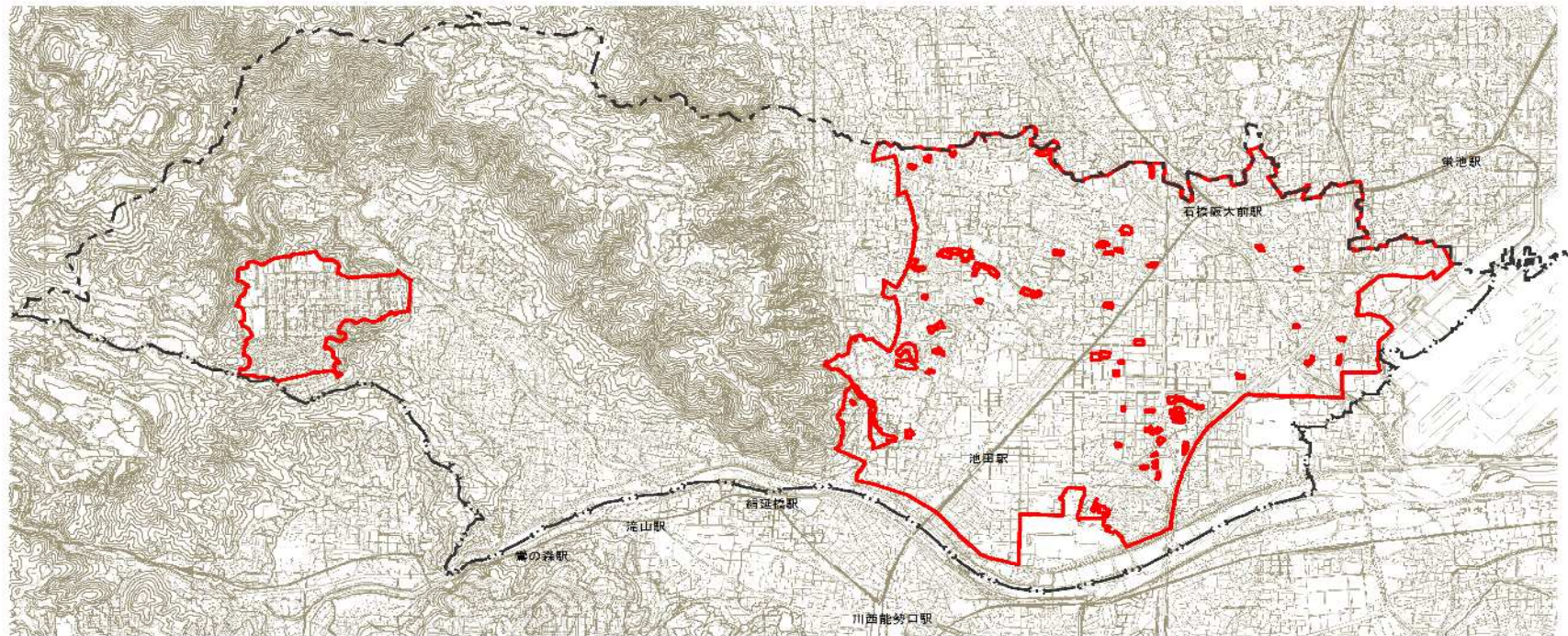
事業番号2

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

凡例

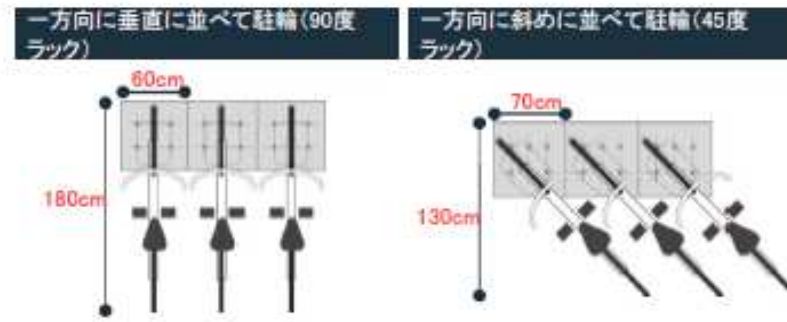
 都市再生整備計画区域



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項
事業番号2

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



- 

ibeacon用ポール

■ 備考 ・ラックのベース材に設置可能です
- 

看板用ベース&看板(面版は除く)

■ 備考 ・ラックのベース材に連結設置可能です。



池田市シェアサイクル推進地区(大阪府池田市)


面積

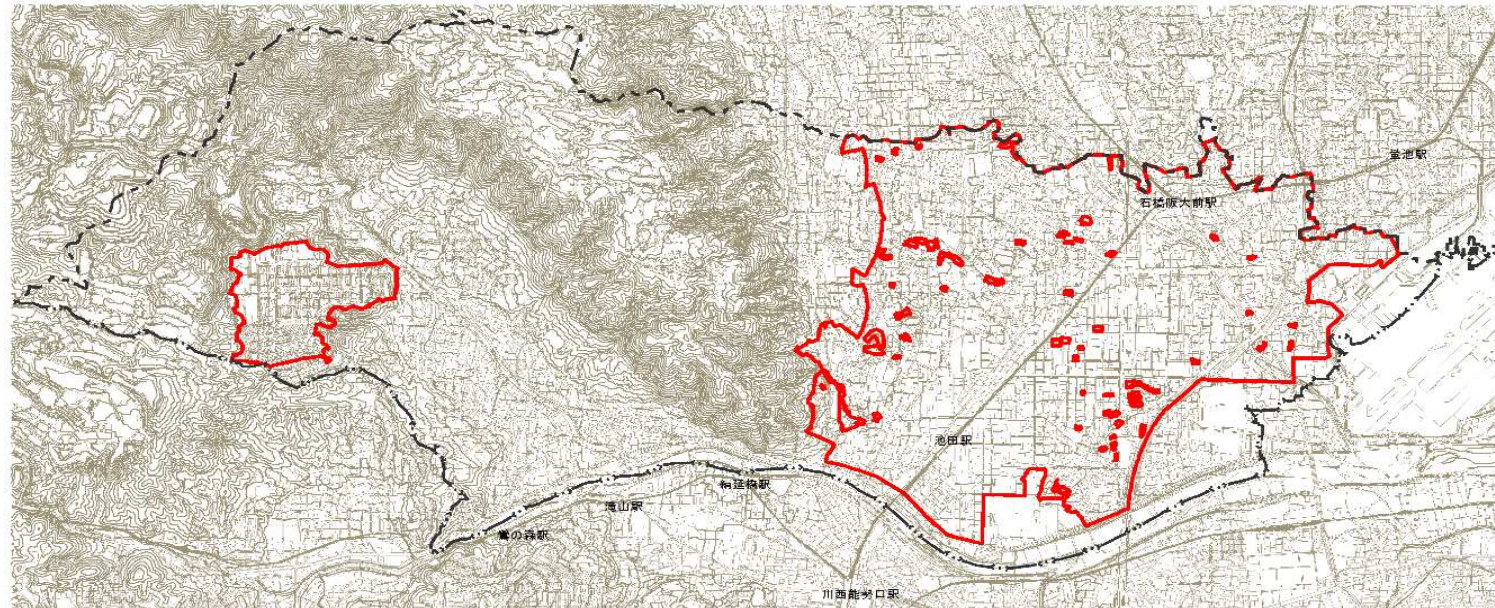
773 ha

区域

池田市域全域

凡例


 都市再生整備計画区域



池田市シェアサイクル推進地区(大阪府池田市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標:既存公共交通と連携した中心市街地の賑わいの創出及び便利で快適に暮らせるまちづくりを目指す。 小目標:シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や観光客の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。	代表的な指標	シェアサイクルの利用回数	回/月	約2,000	令和3年度 →	約5,000	令和7年度
			シェアサイクルのポート数	箇所	26	令和3年度 →	50	令和7年度
			シェアサイクル利用による外出頻度増加率	%	27.3	令和3年度 →	35	令和7年度

凡例

 都市再生整備計画区域

